# 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続

### 提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。

## 具体的な支障事例

#### 【現状】

介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。

住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。

#### 【支障事例】

他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費用の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。

実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成 18 年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億 6,898 万円(平成 30 年 3 月分まで)となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。

## 根拠法令等

•介護保険法第 13 条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、米沢市、石岡市、山県市、田原市、芦屋市、出雲市、高松市

〇本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の実情から介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様の取扱いとするべきであると考える。

- 〇地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続ける」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、制度改正が求められる。
- ○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。

〇特定施設(サービス付高齢者住宅)から,認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設 (特別養護老人ホーム)へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが,グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり,更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり,施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから,住所地特例施設として整理するのが望ましい。

## 各府省からの第1次回答

介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で要介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスを「地域密着型サービス」と定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。

認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。

したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、住所地特例により特定施設(ケアハウス等)に入所していた者がその施設と同一市町に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としており、認知症グループホームの一般的な市町域を越えた利用の場合とは異なる。

かつては別の市町に住んでいた者が特定施設等に転居し、年月の経過とともに施設所在市町が住み慣れた地域となり、当該市町の認知症グループホームでサービス提供を受けることは、地域密着型サービスの趣旨に合致すると考える。

本提案は、あくまで費用の公平な負担の観点から、住所地特例を適用していた者を、引き続き被保険者とできるようにするための提案であって、認知症グループホームを「市町村域を越えた利用を前提としたサービス」に位置付けようとするものではない。

現行制度では、特定施設等から同一市町内の認知症グループホームへ移る場合、市町間の同意による区域外 指定が成立すれば元の被保険者のまま利用できるが、この同意に対する各市町の考え方は様々で、現実とし て「同意による他市町の利用を認めていない」、「隣接市町しか利用を認めていない」等の考え方により、同意が 成立しないという支障が発生している。

認知症グループホームは、地域密着型サービスと位置付けられているが、現在の提案町の実態は、住所地特例が適用される入所施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず住所地特例が継続できないのは不合理であり、所在地の市町が費用を負担しなければならないのは市町間の公平性を欠く。

介護保険施設等の所在する市町に給付費の負担が偏らないようにする住所地特例の趣旨を踏まえて、是正措置を検討いただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

# 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 この提案に対して、全国町村会は「提案団体の意見を十分に尊重されたい。」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、個別の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に立ち入って検討するべきではないか。
- 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを経由すると、その後の介護給付費は現住所の市町村が負担することになる。このような現行制度のままでは、介護保険施設が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反して、結果として財政負担が増加する仕組みになっているのではないか。
- 〇 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを経由して住所地特例対象施設へ移転するサービス利用の流れを想定して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。

### 各府省からの第2次回答

住民に対する介護保険サービスの提供は基本的にその自治体が行うところ、特別養護老人ホーム等の大規模施設については、整備に時間を要することから、やむを得ず他の自治体の施設に入るケースがあり、住所地特例制度は、このような場合の自治体間の給付費負担の調整を行う特例として設けている。

地域密着型サービスについては、認知症高齢者や独居高齢者が増加する中で、平成 17 年の介護保険法改正において、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケア体制の整備を進める一環として、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスである。これは、そもそも身近な市町村の単位で提供されることが適当なサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構成していることを踏まえ、特例の対象外としている。

住所地特例対象施設を退所後、地域密着型サービスを引き続き住所地特例対象施設のある自治体で受ける場合については、元の自治体の立場としては、元の自治体にある自宅等に住所を戻し、長年住み慣れた元の地域でサービスを受けることが可能であるにもかかわらず、利用者が現在の住所地でなじみの関係もでき、現在地でのサービスを受けることを判断したのであるから、元の自治体が費用負担を負う理屈はないと考えるのではないかと思料する。また、地域密着型サービスの利用者の自治体を超えた転居の場合との整合性も図る必要がある。

ご提案の内容は、個別のケースだけではなく、住所地特例制度そのもののあり方にも関係する内容であり、自治体間の負担調整という性格上、要望団体以外の自治体からの異論が出ることも想定される。

また、仮に住所地特例対象施設から認知症グループホーム等を経由し、引き続き別の住所地特例対象施設に入所した場合に、後半の施設について住所地特例を再度適用させるというご指摘については、保険者の在り方が不安定になるうえ、事務手続の煩雑さを考慮すると適当ではない。

なお、区域外指定については、新しく広域的に市町村間でグループホームの設置や整理を融通し合う際に、あらかじめ合意をとっておくこと等により、このような費用負担の問題を避けられる効果はあると考えている。

# 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号	120	提案区分	В	地方に対する規制緩和	提案分野	土木·建築
提案事項(事項名)						
建築士審査会の委員任期の条例委任						
提案団体						
群馬県、茨城県、栃木県						
制度の所管・関係府省						
国土交通省						
求める措置の具体的内容						
建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対 応できるよう、条例に委任すること。						
具体的な支障事例						
建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。						
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)						
委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。						
根拠法令等						
建築士法第30条第1項						
追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)						
鳥取県						
				-		
_						
をはないこのなると同様						

### 各府省からの第1次回答

〇提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。

〇なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果ととしてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない明確な理由をお示しいただきたい。

建築審査会の委員の任期についても、現時点で2年以外としている地方公共団体が少なかったとしても、条例委任したことで、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに意義があると考えています。 都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本県としては、一律に条例委任を求める方法だけではなく、2年以外の任期の設定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を設定できるようにする方法も考えられ、2年以外の任期を希望しない都道府県が新たに条例を制定する必要がないのではあれば、「大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせ」ることなく、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

所管省の回答は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることはできないとのことであるが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。

委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。

無用な条例改正の負担であるとか、二一ズがないという見解は、地方分権の趣旨を全く理解しないものであり、 到底許容することはできない。

地方としては断固としてこの回答を拒否し、国の態度を明らかにすることを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 都道府県建築士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期について条例委任されているものもあるにも関わらず、都道府県建築士審査会の委員任期が全国一律で2年と法定されなければいけない理由を示されたい。
- 法令で定められた任期とするか否かについて、地方公共団体の判断により設定することを可能とすることで地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建築審査会の委員任期の条例委任に関して、「その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県建築士審査会の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を設定できるよう条例委任すべきではないか。
- 〇 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県の み条例を制定して任期を設定できるようにする措置方法を含めて検討し、条例委任すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

〇提案事項に係る二一ズ等を確認するため、地方分権改革推進室と共に、都道府県の政策部局及び建築部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

# 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号 32 提案区分 A 権限移譲 提案分野 運輸·交通

## 提案事項(事項名)

鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)

### 提案団体

千葉県

# 制度の所管・関係府省

国土交诵省

## 求める措置の具体的内容

鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。

### 具体的な支障事例

### 【現状】

鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第二条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。

### 【支障事例】

地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。

また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実績情報を入手(共有)することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。

# 根拠法令等

鉄道事業等報告規則第2条·第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条·第4条 交通政策基本法第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市

〇バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。

制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。 〇鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。

〇当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。

同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。

- ○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。
- 〇都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。
- ○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施をしているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。

このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答

事業報告書等は、国土交通大臣が、事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであり、事業監督に係る権限を有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不適当と考えられる。また、複数の地方公共団体に跨がる事業者の場合、現行では一の地方運輸局に対して事業報告書等を提出すれば足りるものの、仮に、地方公共団体が求めた場合に当該地方公共団体を経由して提出させるとすると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の事務負担の増加を招く。また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達されることとなり、事務が煩雑化するため、これらの点からも不適当である。

他方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入手すること」と解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者との調整の上、これを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。

以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものと考える。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることが望ましい姿である。しかしながら、当県においても鋭意、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多い上に、経営情報の提供に応じて頂けない事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、悩ましい現状の中で本提案を行っているものである。

本県提案に対する所管省庁の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みと

すると事業者の負担が増大すること、監督権限の所在と事業報告書等の提出が対応関係にあること等について言及されているが、仮に制度上、自治体の経由が困難であるとすれば、所管省庁に一律に事業報告書等を提出する仕組みは変更せずに、「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。

このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に 定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかなうものであると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。

### 【岡山県】

所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知をするか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国からきちんと提供すべきである。

# 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整権能を強化することの必要性について意見が出されている。

交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、こうした調整権能の強化に資するものである。

このため、提案団体の提案に沿って、調整権能の強化が図られるよう検討を進めるべき。

なお、所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、少なくとも当面の対応として、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう交通関連事業者等に通知をするべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報について、事業報告書・実績報告書等の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表している情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。
- 事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第92
- 号) 第9条、第10条及び第12条並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59
- 号)第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。
- 現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めても拒まれてしまう実態が存在することを踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。

# 各府省からの第2次回答

- 〇 地方分権有識者ヒアリングで提案団体の要望する情報を詳細に伺った上で対応を整理するようご指摘を受けたところ。
- 提案団体から提供希望があった情報とそれへの対応は別紙の通りとする。
- 〇 加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域公共交通の維持確保のために必要とする情報の提供にできる限り協力し、提供に努めるよう、通知を発出することとする。